

| | | | 委員長 | 事務局長 |
|--|---|---|----------------------|----------------------------|
| 分類 | 保存期間 | 文書番号 | | |
| 1種 | 永年 | 100 | | |
| 産業厚生常任委員会記録 | | | | |
| 日時 | 令和7年9月12日(金) | 開会 閉会 | 午前 8時58分 午前11時02分 | 会場 総合保健福祉センター2階 会議室1 |
| 出席者 | 委員長 森光一晴 委員 西村泰一 委員 吉野寛招 委員 土居信一 | 副委員長 佐々木學 委員 宮田志野 委員 森田收三 | | |
| 市側出席者 | 副市長(梅原健一郎) 建設課長(中川雄大) 住宅・建築課長(山岡伸也) 福祉事務所長(森光澄夫) 健康推進課長(國廣哲也) 市民課長(高橋正恭) | 農林水産課長(嶋崎貴寿) 港湾政策推進監(壹反田正好) 上下水道課長(大野明) 長寿介護課長(大崎弘美) 環境未来課長(宮本良二) 総務課長(松浦すが) | | |
| | 【事務局】局長:久万敏幸 事務局員 福本恵美 | | | |
| 欠席者 | なし | | 記録者 福本恵美 | |
| 議 | | 是真 | | |
| (1) 市議案について | | | | |
| 市議案第72号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | | 認定 | |
| 市議案第73号 令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | | | 認定 | |
| 市議案第74号 令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | | | 認定 | |
| 市議案第75号 令和6年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | | | 認定 | |
| 市議案第76号 令和6年度須崎市水道事業会計決算の認定について | | | 認定 | |
| 市議案第77号 令和6年度須崎市下水道事業会計決算の認定について | | | 認定 | |

| | | |
|---------|----------------------------------|------|
| 市議案第78号 | 須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例の制定について | 原案可決 |
| 市議案第81号 | 須崎市水道給水条例等の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 市議案第83号 | 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について《分 割》 | 原案可決 |
| 市議案第86号 | 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| 市議案第87号 | 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| 市議案第88号 | 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について | 原案可決 |
| 市議案第89号 | 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第2号）について | 原案可決 |
| 市議案第90号 | 須崎斎場運営一部事務組合の設立について | 原案可決 |
| 市議案第92号 | 市道路線の廃止について | 原案可決 |
| 市議案第93号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 市議案第94号 | あらたに生じた土地の確認について | 原案可決 |
| 市議案第95号 | 字の区域の画定について | 原案可決 |
| (2) その他 | | |

産業厚生委員会記録《令和7年9月12日》

○午前 8時58分 開会

~~~~~

○森光委員長=皆様、おはようございます。

ただいまより産業厚生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願ひいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願ひいたします。休憩中の執行部への長時間の質問につきましても極力控えるようにお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第72号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○森光委員長=まず、市議案第72号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=おはようございます。それでは、市議案第72号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

歳入歳出決算書の211ページを御覧ください。令和6年度須崎市国民健康保険特別会計の歳入決算額は27億5,460万7,527円、歳出決算額が26億3,636万2,074円となっており、差引残額1億1,824万5,453円は、全額基金へ繰入れをいたしております。

それでは、決算の詳細につきまして主要施策の実績報告書により御説明をさせていただきます。

特別会計の28ページを御覧ください。(4)国民健康保険特別会計でございます。令和6年度末の国民健康保険の加入世帯が3,281世帯で、昨年度より127世帯の減少、また被保険者数は4,950人で、昨年度から265人の減少となっております。

主な経費につきまして、支出から御説明をいたします。

総務費につきましては、職員の人事費や事務費などの総務管理費、賦課徴収費、国保運営協議会費として6, 581万8, 000円を支出いたしております。

保険給付費が18億2, 955万9, 000円で、昨年度より1億5, 019万2, 000円の減額となっております。

国民健康保険事業費納付金の7億437万4, 000円は保険給付費の財源として県へ納付するものですが、昨年度より667万8, 000円の減額となっております。

保健事業費3, 468万2, 000円につきましては、健康推進課で実施いたしております特定健診や特定保健指導に係る特定健康診査等事業費、そして市民課で実施いたしております医療費通知や高額療養費貸付事業などの費用となります。

諸支出金172万6, 000円の内訳といたしましては、主なものとして、保険税還付金の149万2, 000円などを支出いたしております。

以上、歳出合計が26億3, 636万2, 000円で、対前年度比で1億4, 569万6, 000円の減となっております。

続きまして、収入の状況について御説明いたします。

国民健康保険税収納額5億9, 475万9, 000円で、対前年度比で307万4, 000円の減となっております。収納率につきましては、現年課税分が96.66%と対前年度比で0.82ポイントの上昇となっており、過年度分を含めた全体でも92.93%となり、対前年度比で0.65ポイントの上昇となっております。

県支出金18億5, 967万2, 000円は、内訳といたしまして、保険給付費に充当される普通交付金が18億1, 477万8, 000円と、保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健康診査等交付金からなる特別交付金が4, 489万4, 000円となっております。

繰入金2億7, 473万3, 000円は、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金であります。

諸収入2, 054万5, 000円が国保税延滞金、第三者求償納付金、返納金などの収入となっております。

国庫支出金の465万円につきましては、個人番号通知に係るシステム改修と通知書の郵送料等に係る経費に対する国庫補助金となります。

以上、歳入合計が27億5, 460万8, 000円で、対前年度比1億5, 692万4, 000円の減額となっております。

次に、療養給付の内訳でございます。区分の行から下に4行目、計の行を御覧ください。まず、件数が5万2, 153件で、前年度より2, 228件の減、日数では10万563日で、前年度より6, 384日の減、費用額が16億6, 468万9, 317円で、前年度より1億3, 921万6, 133円の減となっております。

1件当たりの日数が前年度より0.1日少ない1.9日、1日当たりの費用額が1万6,554円と、対前年度比で313円の減となっております。1件当たりの費用額につきましても3万1,919円で、対前年度比で1,253円の減額となっております。

高額療養費につきましては4,897件と、前年度に比べまして339件の減となっており、全体の費用額についても2億4,381万8,136円と、対前年度比で2,883万4,053円の減となっております。これに対しまして、1人当たりの保険給付費は36万9,608円と、昨年度から1万18円の減少となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。

〔「暫時休憩します」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=暫時休憩いたします。

午前 9時06分 休憩

午前 9時06分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き会議を開きます。

市民課長。

○高橋市民課長=訂正をお願いいたします。

先ほど、諸収入のところの数字を間違えて読み上げいたしました。正しくは、2,054万5,000円となっておりますので、訂正をお願いいたします。

○森光委員長=訂正を認めます。

それでは、質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員=課長、収納率に関する質問ながですけど、現年96.何%と、過年度分合わせて92・93%ということでしたけど、まず、どういう努力をされているかっていうようなことと、当たり前に送付して促しされゆうとは思いますが、これ、租税管理機構に大体どれぐらい行ったかって、分かりますでしょうか。分からなかつたら構いません。

○森光委員長=市民課長。

○高橋市民課長=収納率等についてですね、ちょっと細かい数字は現在持ち合わせておりません。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=基本的にどれぐらいで租税管理機構に行くとかっていう基準は定められてますか。

- 森光委員長＝市民課長。
- 高橋市民課長＝暫時休憩をお願いします。
- 森光委員長＝暫時休憩いたします。

午前 9時08分 休憩

午前 9時10分 再開

- 森光委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございませんでしょうか。

宮田さん。

- 宮田委員＝基金が今度3億円になるということですが、令和12年の県の統一の元化に向けて、この基金はどういうふうに取扱いをされていくのか、お伺いいたします。

- 森光委員長＝市民課長。

- 高橋市民課長＝委員御指摘のとおり、基金については今現在相当積み上がっているといった状況となっております。これにつきましては、県内においても須崎市だけじゃなく、ほかの市町村においても同様の状況が、金額の上下はありながらも、同様の状況になってるという現状がございます。これにつきましては、県においても問題として考えておりまして、今後の保険料、基金の活用方法等については協議を進めておりますが、決定的な方向が現在見つかっているという状況ではございませんが、将来的にはやっぱり保険事業、国保税が積み上がった基金でございますので、保険事業等の財源として活用していくのが一番通常の活用方法じゃないかというふうには考えております。

- 森光委員長＝宮田さん。

- 宮田委員＝ぜひ国保の方に還元があるようなふうにしていっていただきたいとお願いいたしております。以上です。

- 森光委員長＝副市長。

- 梅原副市長＝実は、県への申入れも行いました。積み上がった基金について、令和12年度に跳ね上がるということですので、その後に経過措置として市の裁量で減額できるように経過措置を持てないかという話をさせていただきましたが、県としてはあくまでも、そうすると料率っていうのが一緒にならないっていう見解をずっと示されてまして、とにかく令和12年までに何とかしてほしいみたいなことしか言わないんで、これ実は、できれば皆さん、県議会でも取り上げていただくような、そういう措置をぜひお願いしたいなというふうに思っております。というのは、須崎市だけじゃなくてほかにも積み上がってる市町村というのもありまして、それを県としては保健事業に使いなさいしか言わないんですけど、全くその使い方を示し

てこないんです。ただ令和12年度に引き上げるといいますか、一定の料率にすることだけを決めて、それまでの間の、何でいうんですか、事務的なそういう軽減の仕方みたいなことを全然指導もしてこないので、そこについては、少しちょっと注文もさせていただいてるところです。できれば、令和12年度以降、少しづつ上がるような形の経過措置を取りたいというのが市としての本音ではあります。

○森光委員長=ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=この市議案第72号ですが、私たち日本共産党市議団は、課税限度額の引上げとマイナ保険証関連のことについて予算が組まれていることに対してずっと反対してまいりましたので、この決算についても反対の立場で表明したいと思います。以上です。

○森光委員長=異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第73号 令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について

○森光委員長=続きまして、市議案第73号令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市議案第73号令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の243ページを御覧ください。令和6年度須崎市後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は4億4,746万3,552円、歳出決算額は4億2,761万3,627円となっており、差引残額1,984万9,925円は全額翌年度への繰越しといたしております。

なお、この繰越額につきましては、そのほとんどが3月から出納閉鎖期間の5月末までに徴収した保険料分でございまして、一旦翌年度に繰越しをした後、翌年度会計から広域連合へ保険料納付金として支出するものとなります。

それでは、主要施策の実績報告書により御説明をさせていただきます。

特別会計の28ページ、(5)後期高齢者医療特別会計を御覧ください。決算額が4億2,761万4,000円のうち主な支出といたしましては、職員給などの人件費の954万5,000円や高知県後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして、基盤安定事業費納付金の1億2,418万7,000円や、市が徴収した後期高齢者医療保険料納付金といたしまして2億9,049万4,000円などとなっております。

なお、令和6年度末の被保険者数が4,692人と、対前年度比で39人の増となっております。

歳入につきましては、決算書249ページからの事項別明細書及び実質収支に関する調書にて御説明をさせていただきます。

第1款後期高齢者医療保険料が年金からの天引きによる特別徴収分と納付書払いによる普通徴収分に滞納繰越分を合わせまして、調定額2億9,251万4,631円に対しまして、収入済額が2億9,119万4,771円となっております。収納率が99.55%で、前年度より0.1ポイント上昇いたしております。

続きまして、第3款繰入金が一般会計から後期高齢者医療特別会計への事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、収入済額1億3,696万9,806円となっております。

次のページ、第4款繰越金の1,843万9,640円は前年度からの繰越金で、そのほとんどが出納閉鎖期間中に徴収した保険料収入となっております。

第5款諸収入につきましては、保険料の延滞金や高知県後期高齢者医療広域連合からの償還金、市が実施する保健事業に対する補助金などの収入となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第74号 令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

○森光委員長＝引き続き、市議案第74号令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝おはようございます。市議案第74号令和6年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして御説明いたします。

別冊の歳入歳出決算書の263ページを御覧ください。歳入決算額は1,555万2,329円、歳出決算額は1億5,943万2,917円となっており、差引き歳入不足額1億4,388万588円は翌年度歳入繰上充用金としております。

それでは、主要施策の実績報告書の特別会計28ページを御覧ください。(6)住宅新築資金等貸付事業特別会計の欄になりますが、第1款事業費第1項住宅新築資金等貸付事業費の決算額は188万円で、内容としましては、職員給料や需用費、役務費などの事務費となっております。

次に、第2款前年度繰上充用金第1項前年度繰上充用金としまして1億5,755万3,000円となっております。

なお、財源となります歳入であります、歳入歳出決算書に戻りまして264、265ページを御覧ください。第1款県支出金第1項県補助金、収入済額77万5,000円、第2款諸収入第1項貸付金元利収入の収入済額1,477万7,329円となっております。また、住宅新築資金等貸付事業元利収入の収入未済額は、過年分5億8,281万2,708円となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員＝まだなかなか金額が、貸付の金額が大きいと思うところですが、昨年度は何件から幾ら収入があったんでしょうか。それと、収入するための努力ということについてお伺いいたします。過年度分についてです。

○森光委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝昨年、令和5年度の現年の償還分については100%となっておりますが、過年度の償還金が令和6年度が1,695万5,000円になってまして、年々もう償還金額は、収納金額は落ちてるんですが、日頃、分納等々ある方に、過年度が主なものになっておりますが、電話での償還の勧奨といいますか、納付相談は隨時行っております。何とか、先ほどの国保の話でもありましたが、皆さん、生活のこともありますので、それとちゃんと納めていただいちゅう方との公平性との間で、日々考えながら、償還についてはなるべく終わるように努力はしております。

○宮田委員=分かりました。

○森光委員長=ほかにありませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=よろしいですか。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第75号 令和6年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○森光委員長=続きまして、市議案第75号令和6年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=市議案第75号令和6年度須崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊歳入歳出決算書の277ページを御覧ください。歳入決算額は25億5,919万6,429円、歳出決算額は25億3,863万3,529円、差引残額2,056万2,900円となり、全額を基金繰入金としております。

それでは、内容につきましては、令和6年度主要施策の実績報告書により御説明申し上げます。

29ページをお開きください。(7)介護保険特別会計を御覧ください。令和6年度末の加入被保険者数は8,039人、認定者数は1,413人、認定率は17.6%で、前年度と比較し、認定者は26人の減、認定率は0.1%の減となっております。

それでは、表の右側の支出より御説明いたします。

総務費6,417万5,000円は、職員人件費や認定審査会の経費等でございます。

保険給付費22億2,096万2,000円。

地域支援事業費1億6,266万2,000円は、総合事業や介護予防事業、地域包括支援センターの運営経費等でございます。

諸支出金の9,034万8,000円については、令和5年度の介護給付費負担

金等の精算に伴う国などへの返還金8, 971万2, 000円のほか、保険料の還付金となっております。

以上、支出の合計は25億3, 863万4, 000円でございます。

続きまして、表の左側の収入を御説明いたします。

保険料は4億7, 356万8, 000円となっております。

続きまして、国庫支出金6億8, 922万7, 000円、支払基金交付金6億3, 568万8, 000円、県支出金3億5, 803万7, 000円は、保険給付費及び地域支援事業費に係るそれぞれの法定負担分等となっております。

なお、国庫支出金につきましては、保険者機能強化推進交付金335万1, 000円と保険者努力支援交付金617万1, 000円の合計952万2, 000円を含む金額となっております。

続きまして、繰入金4億197万4, 000円は、一般会計からの繰入金で、内訳は、保険給付費に係る法定負担分2億7, 761万9, 000円、低所得者保険料軽減事業に3, 635万6, 000円、地域支援事業に2, 395万7, 000円、職員人件費及び事務費等に係る総務費相当分として6, 403万9, 000円となっております。

収入合計は25億5, 919万6, 000円、対前年度比としまして、2, 009万8, 000円の減額となっております。

なお、収入と支出の差額2, 056万2, 000円につきましては、全額を介護保険財政調整基金へ繰入れをいたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=よろしいですかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第76号 令和6年度須崎市水道事業会計決算の認定について

○森光委員長=続きまして、市議案第76号令和6年度須崎市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=おはようございます。市議案第76号令和6年度須崎市水事業会計決算の認定について御説明いたします。

議案書の9ページでございます。本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、令和6年度須崎市水道事業会計の決算について、監査委員の意見書並びに監査委員の審査に付した事業報告書等を添付して議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、別冊須崎市水道事業会計決算書の1ページから御説明を申し上げます。こちらには、水道水を各家庭などへ送り届けるための経費とその財源を表す収益的収入及び支出を記載いたしております。

はじめに、収入でございますが、第1款事業収益の決算額は5億9,564万9,99円となっており、その内訳は、給水収益や手数料などの第1項営業収益が5億2,360万6,127円、他会計補助金や長期前受金戻入などの第2項営業外収益が7,166万194円、貸倒引当金の戻入によります第3項特別利益が37万4,678円であります。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額は5億4,325万6,866円となっており、その内訳は、第1項営業費用が5億378万597円、第2項営業外費用が3,934万1,458円、第3項特別損失が13万4,811円であります。

続きまして、2ページでございますが、こちらには水道施設を整備、拡充するために必要な経費とその財源を表す資本的収入及び支出を記載いたしております。

はじめに、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は2億3,041万3,111円となっており、その内訳は、第1項国庫支出金が1,961万2,000円、第2項企業債が2億240万円、第3項負担金が828万3,000円、第4項固定資産売却代金が11万8,111円であります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は4億7,498万4,629円となっており、その内訳は第1項建設改良費が2億9,639万1,731円、第2項企業債償還金が1億7,534万9,091円、第3項返還金が324万3,807円であります。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億4,457万1,518円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億4,624万6,144円、減債積立金7,393万424円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,439万4,950円で補てんをいたしております。

続きまして、3ページの損益計算書でございますが、こちらは1年間の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。

はじめに、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失が1,074万

4, 357円であり、この金額に3の営業外収益を加え、4の営業外費用を差し引いた2, 774万1, 540円が経常利益でございます。そして、この経常利益に5の特別利益を加え、6の特別損失を差し引いた2, 798万9, 183円が当年度の純利益となっております。

続きまして、5ページ目の令和6年度須崎市水道事業剰余金処分計算書について御説明申し上げます。剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、未処分利益剰余金1億191万9, 607円のうち、企業債の償還に充てる目的でございます減債積立金に当年度の純利益2, 798万9, 183円全額を積み立て、前年度に減債積立金に積み立てておりました7, 393万424円を資本金に組み入れるものでございます。

続きまして、6ページから9ページになります貸借対照表についての説明でございますが、こちらは決算日時点の財政状態を表すもので、金額は消費税抜きの表示となっております。

はじめに、資産の部でございますが、1. 固定資産の合計額は51億8, 115万7, 005円、また2. 流動資産の合計額が9億6, 529万2, 972円でございまして、合わせた資産の合計額は61億4, 644万9, 977円となっております。

次に、負債の部でございますが、3. 固定負債の合計額が27億9, 175万5, 418円、次に4. 流動負債の合計額が4億34万346円、続く5. 繰延収益の合計額は、8ページに移り、下から2行目となりますが、8億3, 018万7, 496円でございまして、合わせた負債の合計額は40億2, 228万3, 260円となっております。

最後に、9ページの資本の部でございますが、6. 資本金の合計額が16億7, 313万9, 281円、続く7. 剰余金の合計額が4億5, 102万7, 436円でございまして、合わせた資本の合計額は21億2, 416万6, 717円となっております。そして、これら負債と資本を合わせた負債資本の合計額は、7ページにございます資産の部の合計額と同額の61億4, 644万9, 977円となっております。

以上が決算書についての説明でございますが、12ページから25ページには事業報告書、また、26ページ以降には附属書類を添付いたしておりますので、御参考くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=よろしいですかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第77号 令和6年度須崎市下水道事業会計決算の認定について

○森光委員長=続きまして、市議案第77号令和6年度須崎市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=市議案第77号令和6年度須崎市下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

議案書の10ページでございます。本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、令和6年度須崎市下水道事業会計の決算について、監査委員の意見書並びに監査委員の審査に付した事業報告書等を添付して議会の認定をお願いするものでございます。

公共下水道事業及び漁業集落排水事業は、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用し、この2事業を合わせて下水道事業会計とし、公営企業会計に移行しました。今回はその最初の決算となります。

それでは、別冊須崎市下水道事業会計決算書の1ページから御説明を申し上げます。こちらには供用区域内の各家庭などから排出される汚水を処理するため、また、排水区域内の街区から降雨による浸水を防ぐための経費とその財源を表す収益的収入及び支出を記載いたしております。

はじめに、収入でございますが、第1款事業収益の決算額は5億5,196万3,687円となっており、その内訳は、使用料収益や手数料、他会計負担金などの第1項営業収益が2億3,483万5,988円、他会計補助金や長期前受金戻入などの第2項営業外収益が3億1,712万7,699円であります。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額は5億821万39円となっており、その内訳は、第1項営業費用が4億7,335万1,710円、第2項営業外費用が3,119万2,716円、第3項特別損失が366万5,613円であります。

続きまして、2ページでございますが、こちらには下水道施設の整備、拡充するために必要な経費とその財源を表す資本的収入及び支出を記載いたしております。

はじめに、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は4億7,076万

円となっております。その内訳は、第1項企業債が2億2, 280万円、第2項補助金が1億2, 000万3, 000円、第4項他会計出資金が1億2, 795万7, 000円であります。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は5億8, 691万9, 951円となっており、その内訳は、第1項建設改良費が2億2, 930万3, 000円、第2項固定資産購入費が133万8, 763円、第3項企業債償還金が3億5, 627万8, 188円であります。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億1, 615万9, 951円につきましては、引継金980万5, 777円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額936万6, 438円、当年度分損益勘定留保資金9, 698万7, 736円で補てんをいたしております。

続きまして、3ページでございますが、こちらには、令和6年度に公営企業会計に移行した旧公共下水道、漁業集落排水事業分の未収金を収入、未払金を支出するため、移行初年度のみ発生する経費とその財源を表す特例的収入及び支出を記載いたしております。特例的収入の決算額が55万7, 986円、特例的支出の決算額が738万2, 571円であります。

続きまして、4ページの損益計算書でございますが、こちらは1年間の経営成績を表すものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。

はじめに、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失が2億3, 127万1, 077円であり、この金額に3の営業外収益を加え、4の営業外費用を差し引いた3, 805万2, 468円が経常利益でございます。そして、この経常利益に5の特別損失を差し引いた3, 438万7, 210円が当年度の純利益となっております。

続きまして、6ページの令和6年度須崎市下水道事業剰余金処分計算書について御説明を申し上げます。剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、未処分利益剰余金3, 438万7, 210円は、企業債の償還に充てる目的でございます減債積立金に当年度の純利益3, 438万7, 210円を全額積み立てるものでございます。

続きまして、7ページから10ページにあります貸借対照表についての説明でございますが、こちらは決算日時点の財政状態を表すもので、金額は消費税抜きの表示となっております。

はじめに、資産の部でございますが、1. 固定資産の合計額は86億9, 859万6, 202円、また2. 流動資産の合計額が2億8, 646万5, 064円でございまして、合わせた資産の合計額は89億8, 506万1, 266円となっております。

次に、負債の部でございますが、3. 固定負債の合計額が27億6, 280万9,

938円、次に4. 流動負債の合計額が5億4, 880万5, 652円、続く5. 繰延収益の合計額は、9ページに移り、下から2行目となりますが、38億2, 897万3, 883円でございまして、合わせた負債の合計額は71億4, 058万9, 473円となっております。

最後に、10ページの資本の部でございますが、6. 資本金の合計額が2億3, 957万6, 341円、続く7. 剰余金の合計額が16億489万5, 452円でございまして、合わせた資本の合計額は18億4, 447万1, 793円となっております。そして、これら負債と資本を合わせた負債資本の合計額は、8ページにございます資産の部の合計額と同額の89億8, 506万1, 266円となっております。

以上が決算書についての説明でございますが、13ページから21ページには事業報告書、また、22ページ以降には附属書類を添付いたしておりますので、御参考くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市議案第78号 須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例の制定について

○森光委員長＝続きまして、市議案第78号須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝おはようございます。市議案第78号須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の11ページから12ページでございます。須崎斎場につきましては、平成12年9月1日より、須崎市と当時の葉山村、東津野村との共同設置により、高幡広域市町村圏事務組合にて運営を行っているところでございますが、今後、須崎市、津野町、土佐市で構成する新たな一部事務組合を設立し、令和8年4月1日よ

り新たな一部事務組合で須崎斎場を運営管理していくこととしております。

本議案につきましては、設立当初、須崎市と当時の葉山村、東津野村が負担した須崎斎場の設置に要した費用のうち、建設費について、今回、土佐市を加えて遡って負担額を再計算し、算出した土佐市分については、新たな一部事務組合への加入に伴う負担金として本市、津野町の2市町にそれぞれ支弁いただくこととしております。本市におきましては、今後、土佐市からの負担金を須崎斎場の施設整備に要した経費に関連する市債の償還財源と、新たに負担することとなる施設の整備費用に充てる目的で基金として積み立てることとしたいため、須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例を新たに制定することについて議決をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。須崎斎場運営一部事務組合負担金基金条例でございますが、第1条では設置について、第2条で基金への積立て、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理について定め、第5条では基金を処分することができる場合を、第6条では委任について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=よろしいですかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第81号 須崎市水道給水条例等の一部を改正する条例について

○森光委員長=続きまして、市議案第81号須崎市水道給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=市議案第81号須崎市水道給水条例等の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書は20ページから22ページでございます。本議案は、災害その他非常の場合におきまして、管理者を含む他の市町村長の指定を受けました工事事業者が給水装置及び排水設備に関する工事を行うことができるよう所要の改正を行うものでございます。

議案書21ページをお開きください。第1条では、須崎市水道給水条例第5条第1項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない」を加えるものでございます。

第2条では、須崎市公共下水道条例第7条中、「ところにより」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同条に1号「市が施行する工事」、2号「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加えるものでございます。

また、第19条の2中、「須崎市公共下水道の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」を「須崎市公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」に改め、第23条第3号イ（イ）中、「下水道施行規則」を「下水道法施行規則」に改めるものでございます。

第3条では、須崎市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例第7条第1項中、「工事は」の次に「、次の各号に掲げる工事を除き」を加え、同条に、1号「市が施行する工事」、2号「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願ひします。

○森光委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝よろしいですかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

この際、10分間休憩をいたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時04分 再開

○森光委員長=それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市議案第83号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第4号）について《分割》

○森光委員長=続きまして、市議案第83号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市議案第83号令和7年度須崎市一般会計補正予算についてのうち、市民課所管分につきまして御説明をいたします。

別冊補正予算書の14ページを御覧ください。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費410万5,000円の更正減は、戸籍振り仮名通知業務における郵送料の減額による81万円の減額更正と、通知書の作成業務に係る委託料の減額による329万5,000円の減額更正によるものであります。

また、マイナンバーカード交付事務費更正の59万1,000円は、マイナンバーカード申請用補助端末のリース費用の追加による増額更正となっております。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。補正予算書5ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正の1行目、戸籍総合システム再構築事業費でございます。この補正は、地方公共団体における戸籍総合システムの標準化に伴い、同システムのハード及びソフトウェアの年間保守費用等が増額となることから、戸籍総合システム再構築事業費の債務負担行為を追加しようとするものとなります。

債務負担行為の期間は、議決日から令和10年度までで、限度額が1,111万4,000円となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=福祉事務所長。

○森光福祉事務所長=続きまして、福祉事務所所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書15ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1

目社会福祉総務費1万7,000円の補正につきましては、社会福祉事業基金積立金更正でございます。

次に、第2目障害者福祉費161万4,000円の補正は、制度改正による障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に係る委託料でございます。

次に、第3項生活保護費第1目生活保護総務費220万円の補正につきましては、令和7年10月に施行されます生活扶助基準の見直し等によります生活保護システムのシステム改修に係る委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=続きまして、長寿介護課所管分につきまして御説明いたします。

同じく別冊補正予算書15ページでございます。第3款民生費第1項社会福祉費第8目介護保険推進事業費18万2,000円につきましては、介護給付費繰入れによる介護保険特別会計への繰出金の増額更正でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明を申し上げます。

別冊補正予算書、同じく15ページでございます。一番下の段でございます。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費4,829万9,000円の補正につきましては、生活用水確保事業費更正377万9,000円につきましては、中山間地域において飲料水などの生活用水を確保するため、地区住民で給水施設及び付随施設を管理運営している竹ノ川地区、堂ヶ奈路地区において、設備の老朽化による補助金として、当初予算で790万8,000円を計上しておりましたが、現地確認し、修繕が必要となる飲料用水ろ過器の取替えに係る費用、そして給水施設の配管工事に係る費用などについての精査を行ったところ、当初予算より高額となったことから増額補正するものでございます。

次の猫対策事業費更正20万円につきましては、昨年度までは本市の猫対策に係るボランティア団体については、本市の補助と県の補助をそれぞれ活用し、本市におけるTNR活動を実施してきたところでございますが、今年度につきましては、県の補助制度が変更となり、本市のボランティア団体が県の補助の対象となることが難しくなったことから、同団体におきましては本年度も昨年度同様に継続してTNR活動を行っていただくため、市の補助金について増額更正するものでございます。

また、須崎斎場運営一部事務組合負担金400万円につきましては、今議会において須崎斎場運営に係る一部事務組合の設立について議案を上程しており、令和8年4月1日からの須崎斎場の運営管理を目指しているところでございますが、本年

度中に一部事務組合の設立に伴い必要となる準備費用についての本市分の負担金として計上しているものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。1段目でございます。須崎斎場運営一部事務組合負担金基金積立金4,032万円につきましては、現在、高幡広域市町村圏事務組合において運営管理している須崎斎場について、設立当初に須崎市と当時の葉山村、東津野村が負担した須崎斎場の設置に要した費用のうち建設費について、今回、土佐市が加入することに伴い遡って再計算し、算出した土佐市分については、新たな一部事務組合への加入に伴う負担金として、また、本市、津野町にそれぞれ支弁いただすこととしております。そのうち本市分につきまして4,032万円となっていることから、その全額を須崎斎場の施設整備に要した経費に関連する市債の償還財源と、今後新たに負担が想定される施設整備費用に充てる目的で基金として積み立てるものでございます。

次に、第2項清掃費第2目塵芥処理費の817万8,000円の補正でございますが、塵芥処理費更正547万8,000円につきましては、クリーンセンターの処分場について、これまで以上に計画的で効率的な埋め立て方による処分場の長寿命化を図るために、埋立計画の作成が求められることから、現状の状況把握、分析を行うことで、今後の計画立てた処分場の活用のための調査を行うための委託料でございます。

次に、クリーンセンター横浪施設整備事業費更正270万円につきましては、クリーンセンター内における昨年度からの基幹改良工事において、不燃ごみ用の磁選機の排出シート及びアルミ選別機、資源ごみ用のアルミ缶圧縮機、ペットボトル圧縮機の投入シートについて、それぞれシートの途中に大小の穴やひび割れが生じ、そこから液体などが漏れ出しており、これらの箇所につきましては、基幹改良工事として補助対象外となっていることから、修繕工事を先送りしてきたものでございます。今回、補助対象外ではあるものの、基幹改良工事とあわせて同時に修繕工事が可能であることから、それらの修繕工事費について計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=それでは、令和7年9月補正のうち、農林水産課分について御説明いたします。

別冊補正予算書の16ページです。第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費は2,661万8,000円の補正でございます。その内訳につきましては説明欄のとおりですが、まず競争力強化生産総合対策事業費2,443万9,000円は、産地の収益力強化、合理化を図るための施設整備に対する補助で、耐候性ハウス4棟と養液培養システム一式を4名の農業者が共同利用するものでございま

す。総事業費は4億4, 264万円で、そのうち須崎市からの歳出は補正後の金額で1億8, 643万9, 000円となります。補正の理由につきましては、ハウスの仕様が一部変更となったことや、当初予算編成後に県の補助金に上乗せがあることが新たに判明したものであり、今回の補正額2, 443万9, 000円の財源につきましては、全額県の補助金でございます。

それから、その下の環境保全型直接支払対策事業費5, 000円、燃料タンク対策事業費50万4, 000円、農業用ハウス防災対策事業費78万4, 000円、園芸用ハウス等リノベーション事業費88万6, 000円は、全て補助事業でございますが、当初予算で計上していた事業費より不足が見込まれることに伴いまして、それぞれの事業費を更正しようとするものでございます。

続いて、第4目農地費200万円の補正につきましては、浦ノ内の水路改良工事でございまして、その下の第5目排水機維持費100万円は、池ノ内第1排水機場の高圧気中開閉器の取替え工事でございます。

次に、第2項林業費でございますが、17ページの第1目林業総務費1, 041万2, 000円は、国の森林経営管理制度に伴う意向調査事前準備委託業務が68万円の更正と、山林の間伐や下刈り、植林といった森林環境整備への補助金973万2, 000円であり、須崎地区森林組合へ補助するものでございます。

それから、その下の第2目林業振興費42万6, 000円につきましても森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業費の更正でございます。

続きまして、第3項水産費でございます。第2目水産業振興費1, 393万3, 000円の補正でございまして、その内訳といたしまして、水産資源保護増殖事業費55万円は事業費の更正、それから重点支援地方交付金事業費（漁業事業持続化事業）1, 338万3, 000円につきましては、国の重点支援地方交付金を財源といたしまして、今日、燃油価格の高騰などにより経営が厳しい水産業への支援を目的として、漁場料や水揚げに対する奨励金でございます。野見漁協、大谷漁協、高知県漁協深浦支所につきましては、漁場料の9分の2、それ以外の漁協等につきましては、水揚げ額の1%を補助金として計上いたしております。

次に、第3目漁港管理費は5, 700万4, 000円の補正ですが、漁港管理費更正809万8, 000円は、ゲートや陸閘の修繕、乗り越え階段の設置であり、漁港防災対策事業費4, 890万6, 000円につきましては、野見漁港の排水路改良工事と、同じく野見漁港泊地の掘削工事でございます。

説明は以上でございます。

○森光委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝それでは、建設課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書18ページをお開きください。第8款土木費第2項道路橋りょう費第2目道路維持費200万円の補正につきましては、市道の除草、倒木処理など

役務費の更正であります。

次に、第3目道路新設改良費の補正額800万円につきましては、市単道路整備事業費におきまして、道路法面崩落などにより3路線の改良工事が追加になったことによる工事請負費の更正でございます。

以上、よろしくお願ひします。

○森光委員長=住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長=続きまして、住宅・建築課所管分について御説明いたします。

補正予算書13ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の若者定住促進等住宅環境整備支援事業基金積立金1万5,000円の更正増につきましては、利率の変更による増額となっております。

次に、18ページをお願いいたします。第8款土木費第6項住宅費第1目住宅管理費、市営住宅維持管理費100万円の増額につきましては、役務費として市営住宅残置物廃棄処理費用や除草作業費用などを見込んでおり、その必要額を計上しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員=何点かちょっと質問させていただきますけども、まず、環境未来課長にお尋ねいたします。この須崎斎場、この一部事務組合で土佐市が一緒に入ってやっていただくということで、来年の4月1日から何とかそれに向けて努力をしていただいたことには感謝をいたしております。

ここでちょっと質問ですけど、この須崎斎場運営一部事務組合負担金、これ400万円というのは、準備金というようなことで説明ございましたが、この3市町全て400万円ずつなのか、例えば人口割等々でやられているのか、どちらでしょうか。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=お答えします。本年度のみの準備金ということで、本年度のみの予算として3市町で話し合いまして、準備は1,000万円予定するつもりでございます。それを3市町で分けるということで、割は、均等割が10%、人口割が90%でお願いするということで津野町と土佐市と話し合いまして、その割がうちが400万円程度で、土佐市が480万円程度ですかね。津野町が120万円程度というような割にしております。

○森光委員長=西村さん。

○西村委員=農林水産課長にお伺いいたします。この排水機維持費更正100万円、工事請負費、これ発注形態、どういうふうに考えられてますか。16ページ。池ノ内の高圧器取替えというようなことですが。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝今のところ、未定でございます。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝了解しました。100万円、少額ですかんど、随契でもできる金額かと思いますけど、できるだけ公平性を担保していただきたいとお願いをいたしております。

それともう1点。これは本当に私の6月でちょっと一般質問で言わせていただきましたけど、農林水産課長、頑張って、地方創生臨時交付金の重点支援地方交付金事業、全て漁業事業対策ということで取っていただきまして、本当にまず感謝いたしております。

そこで、これ野見、大谷、浦ノ内で深浦ですけど、今まで令和3年、4年は2分の1で、令和5年においては3分の2ということで、金額は少ないから今年9分の2っていうようなことになったと思いますけど、9分の3で3分の1ってちょっと聞いてましたけど、これ9分の2が正しいことでしょうか。

○森光委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝まず、率の考え方……。

○西村委員＝漁協に対してね。

○嶋崎農林水産課長＝はい。率の考え方になりますが、ちょっと手元の資料が令和5年度の実績しかないんですけども、実績の金額が2,856万8,000円ということで、その率が漁場料に対しては9分の4、それから水揚げ奨励金が2%ということでございます。今回、2,800万円から金額が1,300万円ということで約半分程度になるということで、それぞれの率を、今言いました今回9分の2と1%ということで設定をさせていただきました。

○森光委員長＝西村さん。

○西村委員＝休憩お願いします。

○森光委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

○森光委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

宮田さん。

○宮田委員＝環境未来課長にお伺いいたします。須崎斎場の運営一部事務組合を設立されるということで、土佐市が入られるということですが、今までなかなか、斎場が混んでる場合があったりとかしましたけども、今後とても混んで大変になると、そういう心配の声をお聞きしました。その件についてはどうお考えでしょうか、

お伺いいたします。

[「予算のことじゃないで」と呼ぶ者あり]

○宮田委員=ここでもまあ、予算のことですので、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=混んでるという意見ですけれども、確かに日によってということでお伺いしております。今の状態で土佐市が入っても、年間で1,000件程度なので4つの炉であれば可能ということをお伺いしておりますので、土佐市入って全部来たとしても、1,000件いかない程度だというふうになっておりますので、予想ですけれども。なので、大丈夫だと思いますが、なお、日によっては混む場合があるということでございますので、今の指定管理者と相談しておりますが、今1日に4組ですか、で、予備として1組、合計、最高で5組できるところですけれども、それは6組に変えるという検討をしております。時間帯をちょっとずらしてといった形になりますが、そういった検討しておりますので、できるだけスムーズにいきたいと考えております。

○森光委員長=ほかにありませんか。

宮田さん。

○宮田委員=猫対策の事業費ですけども、頑張って予算をつけてくださったとは思うんですけども、今後、この予算を使い切った場合に、また再び計上していきたいだときたいと思います。なかなかこの猫対策に関しては、市民の方々も大変苦労されておられますので、また上乗せをお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=今回、20万円ということで増額補正、計上しておりますけれども、先日、県のほうから今年度については急な制度変更であり、対象とならない団体が多かったと、県内でもそういったところ、そういった市町村が多いというお話をございまして、年度の途中でありますが、県のほうからちょっと制度を変更するというお話を聞いておりますので、またそちらをあわせてどういう状況になるかということを団体とは御相談しながら計上していきたいと思います。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=そしたら、塵芥処理費の更正ですけれども、先ほど効率的な埋立てをするために委託するということでございますが、効率的な埋立てというのは一体どういったものでしょうか。お伺いいたします。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=クリーンセンターができて二十数年になろうかと思いますけれども、これまで不燃ごみを処分した上で埋め立てしてまいりましたけれども、埋め立てできないものについて、一部の市民の方が出される場合、それはもちろん基本

的には取らないという体制でこれまで臨んできましたけれども、取らないまま山積みになってしまいますので、数か月置いた後はもう腐ってしまうとか虫が湧くとか、そういう状況でありますので、市民の方も困るということで、実際は回収しているところです。そうしたものを破碎できませんので、結局今のところ、埋立処分場にそのまま埋め立てるしか方法はございません。今までそうしたもののがかなり多かったということもございます。

また、埋立ての仕方についても、当初、職員、直営で行っておりましたけれども、今現在は委託をしております。そのときの埋立計画そのものを十分な形としてつけておりませんでしたので、順序立てた埋立てができていないということもございますので、今さらながらにもちろんなりますが、この最終処分場というのにはもうほかに準備が非常に難しい、もう無理ではないかと思いますので、今の処分場を大切に使うという意味で、ごみを減らすと、極力ごみを少なくして処分場を長く使うという意味で、かつとしたそいつた計画のようなものを作成目指したいということございます。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝確かにごみは本当に多くなってきてると思います。リサイクルできる部分はできるだけリサイクルするような方法も考えていいっていただいて、寿命が延びるようなことをお願いしていきたいと思います。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝それと、農林水産課長にお伺いいたします。17ページの森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業費更正、これはこの事業についてちょっとお伺いいたしたいんですが、教えていただけますでしょうか。

○森光委員長＝農林水産課長。

○鳴崎農林水産課長＝今回補助しようとするのは、具体的にいいますと、竹林や竹の除去等に関する、除去を活動しようとする団体に対する補助でございますが、その他、そういう森林のいろんな多面的機能の対策を活動しようとする団体等に対して、一定の補助金を出すということになっております。

○森光委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝非常に山で困ってる人とかもおいでるかと思うがですけども、こういった補助金というか、そういうのはどういった形のものがあるのでしょうか。森と緑の会とかで申し込むとかっていうふうなことをお伺いいたしましたが、そういうふうなことでよろしいんでしょうか。

○森光委員長＝農林水産課長。

○鳴崎農林水産課長＝先ほどの事業の補足になりますが、この事業自体が高知県森と緑の会が実施主体でございまして、事業の流れとしましては、高知県森と緑の会が事業募集、公募等行いまして、須崎市は一旦この42万6,000円というお金を

高知県森と緑の会に支出をしまして、その高知県森と緑の会から活動団体へ補助をするような流れになっております。

基本的にはそちらのほうが、高知県森と緑の会が主体となって行ってるというふうになっています。ちょっと説明が抜かっていました。

○森光委員長=ほかにありませんか。

森田さん。

○森田委員=クリーンセンター横浪の施設整備事業なんですが、これ過去にも火災で随分大規模な改修が行われたわけなんですが、今回の整備の内容と、この施設、もう随分長い年月を使用してきたわけで、向こう、あと何年というか、何十年とか、そういう見通しについてお聞きしたいと思います。

○森光委員長=環境未来課長。

○宮本環境未来課長=火災がございまして、大部分が傷みましたんで、国の補助を使いまして、一昨年度から大規模な基幹改良工事を行っております。補助の対象と全部がなりませんので、ただ、破碎するとか主要なところは全て、工事自体は昨年度と今年度になりますが、主要な部分はほとんど入れ替えますので、それは一昨年の予算にも計上しております何億円というような金額でほとんど替えますので、形上はもうクリーンセンターそのものが一新されたと考えても結構かと思います。

新しくなったので、今からまた新しい機材で使っていただける。それは普通の破碎すべき不燃ごみもそうですし、ペットボトルや缶の資源になるごみについても、全ての機材を新しくしますので、ただ、今回270万円で計上しておりますのは、機械そのものは対象になるんですが、機械に送り込むための通路になってるっていうか、ごみが通る道とか、そういったところが補助の対象になりませんので、そういった部分は前のものを使っております。そういった部分の修繕は、今後ももちろん必要だと思いますけれども、基本、メインのところはほぼ替わると考えていただいて結構ですので、まだこれから先、長く使っていく予定でございます。

[「今後の耐用年数」と呼ぶ者あり]

○宮本環境未来課長=耐用年数、ちょっと今ないんですか、20年とか、今20年使っておりままでの、同程度は大丈夫じゃないかと思います。

○森光委員長=ほかにありませんか。

佐々木さん。

○佐々木副委員長=16ページの農林水産課長、競争力強化生産総合対策事業費、この事業内容について、ハウスの共同利用というようなことを説明しておられましたが、共同利用の内容についてもう少し具体的に説明してください。

○森光委員長=暫時の間、休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○森光委員長=休憩前に引き続き開議いたします。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=詳細まで承知しておりませんので、調べまして後ほどお答えさせていただきます。

○佐々木副委員長=はい、お願いします。

○森光委員長=佐々木さん。

○佐々木副委員長=同じく、農林水産課長、農業水利防災対策事業費、これ浦ノ内の水路というような説明されてましたが、これについても少し内容を。

○森光委員長=農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長=浦ノ内東分の中平にあります水路の改修工事ということでございます。以上です。

○森光委員長=ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

宮田さん。

○宮田委員=この一般会計補正予算ですが、この中に、金額は多額ではございませんが、マイナンバーカード交付事業費更正が上げられておりますので、反対といたします。

○森光委員長=御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第86号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について

○森光委員長=続きまして、市議案第86号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=市議案第86号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)について御説明いたします。

議案書27ページ、別冊補正予算書の25ページでございます。このたびの補正是、歳入歳出予算の総額にそれぞれ615万6,000円を追加し、総額をそれぞれ28億4,559万1,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。補正予算書の29ページを御覧ください。第1款総務費第1項総務管理費の一般管理費更正615万6,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報等に係る需用費と、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修委託料に係る増額更正でございます。

続きまして、歳入でございます。補正予算書28ページを御覧ください。第8款国庫支出金第1項国庫補助金615万6,000円は、先ほどの歳出の増に対する国からの補助金の追加によるものとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

宮田さん。

○宮田委員=お伺いいたします。この子ども・子育て支援事業費ですが、どのぐらい上乗せになってくるのでしょうか。お伺いいたします。

○森光委員長=市民課長。

○高橋市民課長=この子ども・子育て支援金につきましては、国から詳細の変更等がまだ公表されておりませんので、正確な数字は存じ上げておりませんが、一般的に公表されている資料によりますと、国民健康保険の加入世帯で年間お一人当たり7,400円、1世帯当たり1万1,300円程度が賦課されるんではないかというような数字は示されております。

○森光委員長=宮田さん。

○宮田委員=この制度は、国民の負担を増やすものであると考えております。子育て支援に係るものも一般財源のほうからしていたものをそれを外していくということで、子育て支援とはいながら、結局負担を増やすというので、なかなか大変になってくるかとは思うがですけども、ということで、この制度については、国民の負担が増えるものだという認識はございますでしょうか。お伺いいたします。

○森光委員長=市民課長。

○高橋市民課長=新たな制度として、医療保険のほうに上乗せという形で徴収をされるというものですので、一定、広く社会全体で子ども・子育てに対する費用を負担していくという新たな制度だというふうには認識はいたしております。

○森光委員長=ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ないようですので、採決いたします。

宮田さん。

○宮田委員=この制度につきましても、市民の負担を増やすものですので、子ども・子育て支援事業費が入ってることと、少額ではございますがマイナンバー関係の広報ということで、マイナ保険証の広報ということですので、この予算に対しても反対いたします。以上です。

○森光委員長=御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第87号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)について

○森光委員長=続きまして、市議案第87号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長=それでは、市議案第87号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書28ページ、別冊補正予算書の30ページでございます。このたびの補正是、歳入歳出予算の総額にそれぞれ185万8,000円を追加し、総額をそれぞれ4億5,230万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。補正予算書の34ページを御覧ください。第1款総務費第1項総務管理費の一般管理費更正185万8,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の施行に向けましたシステム改修委託料に係る増額補正となっております。

続きまして、歳入でございます。補正予算書33ページを御覧ください。第6款国庫支出金第1項国庫補助金185万8,000円は、先ほどの歳出の増に対する国からの補助金の追加によるものとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ありませんか。ないようですので、採決いたします。

宮田さん。

○宮田委員=この子ども・子育て支援事業費が入っていますことから、反対いたしました。

○森光委員長=御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○森光委員長=挙手多数であります。本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第88号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○森光委員長=続きまして、市議案第88号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長=市議案第88号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを御説明いたします。

議案書29ページ、別冊補正予算書35ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,355万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,610万1,000円としようとするものです。

それでは、補正予算書41ページからの歳出より御説明いたします。第2款保険給付費第5項高額医療合算介護サービス等費146万円は、介護報酬改定に伴う返還金の増額に対応するための補正でございます。

第4款基金積立金第1項基金積立金309万9,000円は、財政調整基金（介護）積立金の更正でございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の更正4,900万円の増額補正につきましては、令和6年度介護給付費負担金等の精算に伴う国費、県費及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

続きまして、39ページ、歳入につきまして、第3款国庫支出金第1項国庫負担金29万2,000円、第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金39万4,000円、第5款県支出金第1項県負担金18万3,000円、第6款財産収入第1項財産運用収入309万9,000円のそれぞれの増額補正は、更正によるものです。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金に18万2,000円の補正を計上し、第2

項基金繰入金4,940万9,000円の補正につきましては、全額介護保険財政調整基金からの繰入金でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ありませんかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第89号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

について

○森光委員長=続きまして、市議案第89号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長=市議案第89号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書30ページ、別冊須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。第1款事業費用第1項営業費用につきましては、旅費の更正、桐間調整池及び除塵機の清掃に伴い98万1,000円を増額し、総額を4億9,881万1,000円とするものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正でございます。はじめに、第1款資本的収入第1項企業債につきましては、事業費の変動に伴う財源更正として460万円を増額し、総額を2億7,990万円とし、また、第2項他会計出資金を財源更正として150万円減額し、総額を1億150万円とするものでございます。

次に、第1款資本的支出第1項建設改良費につきましては、雨水ポンプ場の常時排水ポンプ老朽化に伴う取替工事、また、漁業集落排水事業の浄化槽プロア老朽化に伴う取替工事の合計310万円を増額し、総額を3億8,960万円とするものでございます。

次に、2ページを御覧ください。第4条企業債の補正でございます。予算第5条に定めた企業債の下水道事業限度額を240万円増額し、2億50万円、また、過

疎対策事業限度額を220万円増額し、7,940万円とそれぞれ補正するものでございます。

なお、3ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参考くださいますようお願いします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第90号 須崎斎場運営一部事務組合の設立について

○森光委員長＝続きまして、市議案第90号須崎斎場運営一部事務組合の設立についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝市議案第90号須崎斎場運営一部事務組合の設立についてにつきまして御説明いたします。

議案書の31ページから33ページでございます。先ほど市議案第78号の説明でも申し上げましたが、今後、須崎市、津野町、土佐市で構成する新たな一部事務組合を設立し、令和8年4月1日より新たな一部事務組合で須崎斎場を運営管理していくこととしております。

本議案につきましては、一部事務組合の設立について、地方自治法第290条の規定により、各構成市町村において議会の議決を要すること、また、一部事務組合が定める規約につきましては、議会での協議が必要であることから、須崎斎場運営一部事務組合の設立及び規約につきまして議決をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。規約でございますが、第1条では名称を、第2条では組織する市町を、第3条では共同処理する事務を、第4条では事務所の位置を定めております。また、第5条から第9条で議会の組織、議員の選挙の方法や議員の任期、議会の構成、執行機関の組織及び選任方法などについて規定し、第10条で職員、第11条で経費の支弁方法につきまして規定しております。

なお、附則といたしまして、この規約は、知事の許可があった日から施行すること、また、現在、高幡広域市町村圏事務組合が共同処理する事務のうち、須崎斎場の設置及び運営管理に関する事務について、令和8年4月1日をもって継承することといたしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ありませんか。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第92号 市道路線の廃止について

○森光委員長＝続きまして、市議案第92号市道路線の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○中川建設課長＝市議案第92号市道路線の廃止についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書は35ページでございます。別冊廃止路線調書で御説明申し上げます。廃止路線調書に記載しております大浦6号線、太郎為貞線、池ノクボ線、弘岡2号線、大谷6号線、宮ノ川内15号線、中ノ川内10号線の合計7路線、総延長2,929.6メートルの市道路線を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

大浦6号線、大谷6号線、宮ノ川内15号線、中ノ川内10号線につきましては、市道の一部廃止によるものでございまして、太郎為貞線、池ノクボ線、弘岡2号線につきましても、橋梁区間を廃止することに伴い、一旦廃止するものでございます。

以上でございます。

○森光委員長＝説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

市議案第93号 市道路線の認定について

- 森光委員長=続きまして、市議案第93号市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

- 中川建設課長=市議案第93号市道路線の認定についてにつきまして御説明を申し上げます。

議案書は36ページでございます。認定路線につきましても、別冊認定路線調書で御説明申し上げます。記載しております大浦6号線、為貞9号線、太郎池ノクボ線、弘岡2号線、大谷6号線、宮ノ川内15号線、中ノ川内10号線、中ノ川内12号線の合計8路線、総延長2,904.4メートルを認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

理由といたしまして、大浦6号線、大谷6号線、宮ノ川内15号線につきましては、市道の一部廃止に伴う廃止・認定でございます。また、為貞9号線、太郎池ノクボ線、弘岡2号線につきましては、県管理河川の桜川河川改修工事に伴い、橋梁を撤去するため、撤去区間を除いて新たに市道認定するものでございます。

中ノ川内10号線、12号線につきましては、県の砂防管理道路の完成に伴い市道に移管することから、新規認定するとともに、重複路線部を一部廃止して、新たに市道認定するものでございます。

以上でございます。

- 森光委員長=説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

- 森光委員長=よろしいですかね。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
-

市議案第94号 あらたに生じた土地の確認について

○森光委員長=続きまして、市議案第94号あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○鳴崎農林水産課長=市議案第94号あらたに生じた土地の確認について御説明いたします。

議案書37ページでございます。本議案は、高知県道23号須崎仁ノ線の道路改良に伴いまして、昭和40年代に埋め立てたと推測される公有水面埋立地の一部を道路用地とするために、当該埋立地に係る新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

土地の所在は、須崎市浦ノ内塩間字宮ノ前37番地先から49番3地先まで、及び須崎市浦ノ内塩間字西ノ内677番2地先でございまして、用途は雑種地、面積は841.64平方メートルでございます。なお、別紙の位置図を御参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

○森光委員長=説明は終わりました。これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第95号 字の区域の画定について

○森光委員長=続きまして、市議案第95号字の区域の画定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○鳴崎農林水産課長=市議案第95号字の区域の画定について御説明いたします。

議案書38ページでございます。先ほど市議案第94号で御説明いたしましたあらたに生じた土地につきまして、字の名称を浦ノ内塩間字宮ノ前及び浦ノ内塩間字西ノ内とするものであり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森光委員長=説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ありますか。ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決するものと決しました。

その他

○森光委員長=以上で当委員会で審議すべき議案は終了いたしましたが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森光委員長=ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前11時02分 散会